

# 高屋東 地域センターだより



4月号 令和2年3月20日発行

発行 高屋東地域センター

〒739-2114 東広島市高屋町白市550

Tel/Fax (082) 434-0304

E-mail: takayahigashi-k@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

桜の花の開花も例年より早い予想ができるくらい暖かい日が続いています。令和2年度も、生涯学習・生涯スポーツの地域づくりの拠点となるよう新しい取り組みを進めていきたいと思えます。今から活動に参加してみようとお考えの方は、講座の様子はいつでも見学できますので、ご遠慮なく地域センターにお問い合わせください。

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、3月の高屋東地域センターの主催講座の開催中止及び自主講座（教室）や各地域の総会（ホール・会議室使用）の使用自粛をしていただきありがとうございました。自主講座の利用料は次回使用日との振替を考えていますので、使用申請時にご相談ください。

4月の地域センター利用については、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況と東広島市の対策本部の方針を考えながら判断しようと思っておりますのでよろしくお願い致します。

## 高屋東地域センターの指定管理者変更

令和2年4月1日から、高屋東地域センターの指定管理者が、東広島市から高屋東小学校区住民自治協議会に変わります。

高屋東地域センターは、地域の活動拠点であり地域に密着した施設であることを踏まえ、さらなる地域づくりや市民協働の活発化に向け、令和2年4月1日から高屋東小学校区住民自治協議会が指定管理者となり、高屋東地域センター全般の運営管理を行うことになりました。ご理解とご協力をお願いいたします。今回の移行により、当センターの利用の手続きの一部が変更になります。

### ～ 手続き変更の流れについて ～

#### ① 利用時の申請書と許可書の手続き

「使用許可申請書」と「使用許可書」の様式に変更はありますが、申請内容は同じです。（使用日の3か月前から使用申込みが出来ます。）

#### ② 料金の支払いの手続き

○ 令和2年4月1日以降の利用料は、当センター事務所に、申請時又は利用時間までに、現金でお支払 ください。

（お支払いは、基本的に平日の午後3時までに、お釣の要らないようご協力ください。）

※ 当センターの貸館業務は変わりませんので、今後も今まで通りご利用ください。